

## 魚津市告示第71号

令和2年度魚津市ひとり親家庭等応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年5月21日

魚津市長 村椿 晃

### 令和2年度魚津市ひとり親家庭等応援給付金支給事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響等を踏まえ、ひとり親家庭等に対して、安定した生活を継続できるよう支援するため、令和2年度ひとり親家庭等応援給付金を支給することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親家庭等応援給付金 前条の目的を達するために、魚津市(以下「市」という。)によって支給される給付金をいう。

(2) 支給対象者 別記第1に掲げるひとり親家庭等応援給付金を支給される者をいう。

(3) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

#### (ひとり親家庭等応援給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、ひとり親家庭等応援給付金(以下「ひとり親応援給付金」という。)を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給するひとり親応援給付金の金額は、対象児童1人につき30千円とする。

#### (支給の方式)

第4条 支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する定義に該当しなくなったこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童扶養手当の支給を受けず、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、ひとり親応援給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲

げる支給方式により行う。

(1) 児童扶養手当口座振込方式 令和2年3月31日時点において市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 ひとり親家庭等応援給付金支給口座登録等の届出書(様式第1号)により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(支給の通知)

第6条 市は、ひとり親応援給付金を支給する場合、支給対象者に対し、支給額、支給方法等について通知するものとする。

(ひとり親応援給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、ひとり親応援給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他)

第8条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 別記（第2条関係）

### 第1 支給対象者

- 1 ひとり親応援給付金は、令和2年4月1日現在魚津市に住所を有する者で、令和2年4月分の法による児童扶養手当の受給者及び令和2年4月中に新たに児童扶養手当の支給認定を受けた者に対して支給する。
- 2 1に規定するほか、ひとり親応援給付金は、令和2年3月分の児童扶養手当の受給者であって、当該者に係る支給対象児童が法第3条第1項の規定に該当しなくなったこと又は死亡したことにより、児童扶養手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、ひとり親応援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。

令和2年3月31日（令和2年3月分の児童扶養手当の支給要件児童については令和2年2月29日。）後に受給者等が死亡した場合	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童扶養手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
--	---

### 第2 対象児童

支給対象者に支給されるひとり親応援給付金の対象児童（ひとり親応援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童扶養手当に係る支給要件児童（法第4条に規定する要件に該当する児童をいう。以下同じ。）、令和2年4月中に新たに児童扶養手当の支給認定した者に係る支給要件児童及び同年3月分の児童扶養手当に係る支給要件児童（法第3条第1項の規定に該当しなくなったこと又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童でない児童に限る。）とする。

様式第1号(第4条関係)

## 令和2年度ひとり親家庭等応援給付金支給口座登録等の届出書

受付印

魚津市長あて

### 1. 届出者・申請者(児童扶養手当を受給していた方)

記入日 令和2年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( ) ※日中連絡のつく連絡先

\*記名押印に代えて署名することができます。

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

### 2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望  
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.倉庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

### 【誓約・同意事項】

- ひとり親家庭等応援給付金の支給要件に該当します。
- ひとり親家庭等応援給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この届出書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年12月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、ひとり親家庭等応援給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、ひとり親家庭等応援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、ひとり親家庭等応援給付金を返還します。

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（3. 受取方法にアを選択した場合は提出してください。）

**本人確認書類**

（3. 受取方法にイを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等